令和６年度 市民税・県民税申告の手引き②

4 申告書の記載事項について

項目ごとに申告内容の具体的な説明を記載しています。このうら面には記載例がありますので、申告書記載のご参考にしてください。

「申告者」の記入欄

令和６年１月１日時点のご住所（現住所と違う場合には、「現住所」欄もご記入ください。）・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）・電話番号を記入してください。
なお、個人番号を記載する際には添付資料を必ずご確認ください。
（別紙手引き①、 3 申告に必要なもの の❶をご覧ください。）

おもて

「１ 収入金額等」の記入欄・「２ 所得金額等」の記入欄

所得金額とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額を指します。
収入金額等と所得金額等は必ずセットで記入してください。

■給与所得のある方（収入：カ、所得：⑥）

■公的年金等に係る雑所得のある方（収入：キ、所得：⑦）

給与・公的年金等については、必要経費等を特定することが難しいため、所得金額は 7 ページの 4-4 の表で求めた金額を記入してください。
《以下の所得がある方は申告書うら面にも記入する欄があります。》

■事業所得（営業等所得）（収入：ア、所得：①）

■不動産所得（収入：ウ、所得：③）

申告書うら面「７事業（営業等）・不動産所得に関する事項」で、収入金額・必要経費・専従者給与（控除）額・青色申告特別控除額から所得金額を計算し、収入金額、所得金額を申告書おもて面に転記してください。事業専従者の方がいる場合、申告書うら面「12 事業専従者に関する事項」にも記入してください。

■事業所得（農業所得）（収入：イ、所得：②）

別紙「収支内訳書・収支内訳明細書（農業所得用）」に記入し、収入金額をイに、所得金額を②に転記してください。

■雑所得（業務・その他）（収入：ク・ケ、所得：⑧・⑨）

他のどの所得にも該当しない所得で、生命保険契約に基づく個人年金や原稿料、シルバー人材センターの配分金等がある場合にご記入ください。申告書うら面「９雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入し、収入金額（業務）をク、所得金額（業務）を⑧、収入金額（その他）をケに、所得金額（その他）を⑨に記入します。公的年金等に係る雑所得がある方は、その額との合計額を⑩に記入してください。

■一時所得（収入：シ、所得：⑪）

生命保険の満期金や解約一時金、懸賞当選金、競馬等の払戻金等による所得がある場合にご記入ください。申告書うら面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の一時所得の欄に記入し、収入金額から、必要経費、特別控除額 50 万円（収入金額から必要経費を差し引いた金額が 50 万円以下のときは、その額）を差し引いた金額をシに、その額を 1/2 した金額を⑪に記入してください。

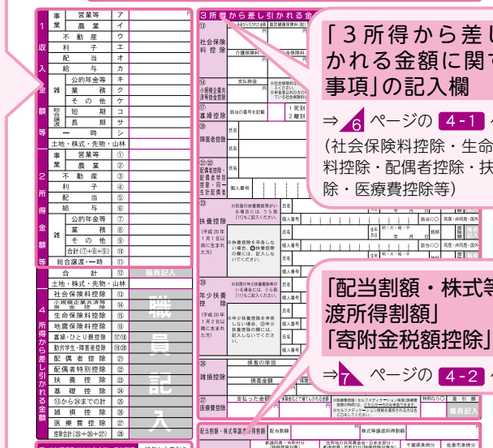

「３ 所得から差し引かれる金額に関する事項」の記入欄

⇒ 6 ページの 4-1 へ
（社会保険料控除・生命保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）

「配当割額・株式等譲渡所得割額」「寄附金税額控除」

⇒ 7 ページの 4-2 へ

「５給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」の選択欄

⇒ 7 ページの 4-3 へ

☆給与所得・公的年金等に係る雑所得**以外の所得**がある方は、申告書うら面に収入金額・必要経費等を記入して所得金額を求め、申告書おもて面へ転記してください。

「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の記入欄

総合課税の譲渡所得や一時所得のある方は記入してください。
総合譲渡所得…骨董品、ゴルフ会員権等、土地・建物以外の資産譲渡による所得
一 時 所 得…生命保険の満期金、競馬等の払戻金等による所得

「11 別居の扶養親族等・事業専従者に関する事項」の記入欄

扶養親族等や事業専従者とした方のうち、別居の方がいる場合に記入してください。

「13 分離課税の所得に関する事項」の記入欄

土地や建物の譲渡による所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る所得を申告する方等が記入する欄です。ただし、これらの所得は、所得税の確定申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

「14 所得金額調整控除に関する事項」の記入欄

⇒別紙手引き①の（令和３年度から）所得金額調整控除に該当する扶養親族を有する方をご参照ください。

「6 給与所得の内訳」の記入欄

給与所得のある方で、源泉徴収票の発行が不可能な場合は記入してください。

うら

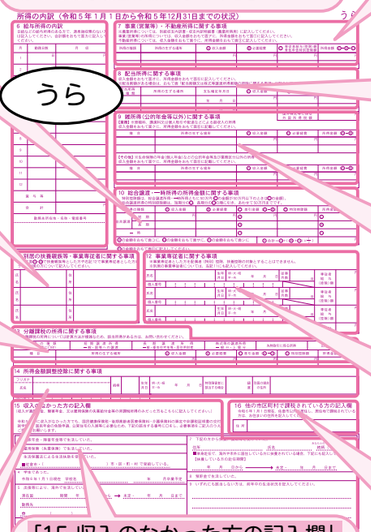

「15 収入のなかった方の記入欄」

令和５年中に収入がなかった方は、該当項目に○をするか、ご記入をお願いします。
別紙手引き①の 2 令和５年中に収入がなかった方 をご参照ください。

「7 事業（営業等）・不動産所得に関する事項」の記入欄

営業等の事業所得のある方や不動産所得がある方は、収入金額、必要経費、専従者給与（控除）額等を記入してください。

「8 配当所得に関する事項」の記入欄

株式（出資）の配当、協同組合等の剰余金の分配等の所得を申告する方は記入してください。なお、上場株式等（大口株主等を除く。）の配当は、原則、申告不要です。

「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の記入欄

生命保険契約に基づく個人年金や原稿料・講演料・シルバー人材センターの配分金等の所得がある方は記入してください。

「12 事業専従者に関する事項」の記入欄

営業等の事業所得や不動産所得のある方のうち、事業専従者の方がいる場合、氏名・専従者給与（控除）額等を記入してください。

「16 他の市区町村で課税されている方の記入欄」

令和６年１月１日現在、住民票は佐倉市にあるが生活の本拠が他の市区町村にあり、そこで課税されている方は、課税地のご住所を記入してください。

4-1 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除 ⑭ 小規模企業共済等掛金控除

⑬ 社会保険料控除	給与・年金から引かれた金額	国民健康保険料（税）	後期高齢者医療保険料
	円	円	円
	介護保険料	国民年金保険料	その他（任意継続等）
	円	円	円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	支払掛金	※社会保険料は各項目で重複のないようご記入ください。 ※申告者以外の方の年金・給与から天引されている社会保険料は、控除できません。	
	円		

令和5年中に支払った金額を記入してください。源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、「給与・年金から引かれた金額」に記入してください。なお、その場合は他の項目と金額の重複がないようにしてください。

⑮ 生命保険料控除

⑮ 生命保険料控除	新生命保険料	新個人年金保険料	介護医療保険料
	円	円	円
	旧生命保険料	旧個人年金保険料	※生命保険料は各種別の合計額をお書きください。
	円	円	

一般生命保険料（新・旧）、個人年金保険料（新・旧）、介護医療保険料の５つの区分がありますので、別々に令和5年中の申告額を記入してください。なお、種別については、控除証明書や保険の契約書等に記載されています。

⑯ 地震保険料控除

⑯ 地震保険料控除	地震保険料控除の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

地震保険料と旧長期損害保険料の２つの区分があります。別々に令和5年中の申告額を記入してください。旧長期損害保険料は、平成18年12月31日までに契約し、保険期間が10年以上で、満期返戻金のあるものです。なお、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方の保険契約が記載されているものは、どちらか一方を選択して申告してください。

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除

⑰ 寡婦控除	該当の番号を記載		1 死別 ・ 3 生死不明 2 離別 ・ 4 未帰還

寡婦控除（ひとり親に該当する方は除きます。）
合計所得金額が500万円以下の方のうち
①夫と死別後再婚していない方又は夫が生死不明の方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。
②夫と死別又は離婚後再婚していない方や、夫が生死不明の方で、子以外の扶養親族を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。

ひとり親控除
現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない場合は、ひとり親控除に該当します。

⑱ ひとり親 □控 除

⑲ 勤労学生控除

⑲ 勤労学生控除	（学校名）

令和5年の末日時点で大学・高校などの学生で、自己の勤労に基づく給与所得等がある方のうち、合計所得金額が75万円以下で、そのうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方は、学校名を記入してください。

⑳ 障害者控除

自己又は控除対象配偶者や扶養親族の方が障害者手帳などの交付を受けている場合、その方の氏名・手帳などの等級、障害の程度を記入してください。
普通…身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ、
精神障害者保健福祉手帳２・３級等。
特別…身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、
精神障害者保健福祉手帳１級等。

⑳ 障害者控除	氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度	級	普通・特別	控除額	職員記入
	氏名	手帳などの等級	身体・精神・療育	障害の程度	級	普通・特別	控除額	職員記入

㉑㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

※これらの控除等を申告しない場合、この欄には何も記入する必要はありません。
※他の方の扶養親族になっている方や事業専従者として申告されている配偶者について、これらの控除等を申告することはできません。

㉑㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	配偶者の合計所得金額 円	該当に○	同居 非同居 国外
	個人番号			□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	控除額	職員記入

Ⓐ令和5年中の本人の合計所得金額が1,000万円以下*1であり、同年中の生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下*2である場合
→配偶者の氏名・生年月日・個人番号・令和5年中の合計所得金額を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。
「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」の□に✓をする必要はありません。
Ⓑ令和5年中の本人の合計所得金額が1,000万円超*3であり、同年中の生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下*4である場合
→配偶者の氏名・生年月日・個人番号・令和5年中の合計所得金額を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。
「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」の□に✓をしてください。

※合計所得金額は、収入金額とは異なります。
上記の＊1～＊4は、給与所得のみの方であれば、対応する給与収入金額はそれぞれ1,195万円以下、201万６千円未満、1,195万円超、103万円以下です。
※国外居住の配偶者をこれらの控除等の対象とする場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出が必要です。（別紙手引き① 3 申告に必要なもの の❸参照。）

㉓ 扶養控除 ㉙ 年少扶養控除

※これらの控除等を申告しない場合、この欄には何も記入する必要はありません。
※他の方の扶養親族等（控除対象配偶者等を含む。）になっている方や事業専従者として申告されている親族について、これらの控除を申告することはできません。

申告者と生計を一にする配偶者以外の扶養親族であって、令和5年中の合計所得金額が48万円以下*1の方がいる場合、その扶養親族の氏名・生年月日・個人番号を記入して、同居・非同居・国外の区分を選択してください。

※合計所得金額は、収入金額とは異なります。
上記の*1は、給与所得のみの方であれば、対応する給与収入金額は103万円以下です。
※国外居住の親族をこれらの控除の対象とする場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」等の提出が必要です。（別紙手引き① 3 申告に必要なもの の❸参照。）

㉓ 扶養控除（平成20年1月1日以前に生まれた方）	※別居の扶養親族等がいる場合には、うら面[11]もご記入ください。	氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	続柄	控除額 職員記入
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
	※扶養控除を申告しない場合、㉙扶養控除の欄には、記入しないでください。	氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	続柄	控除額 職員記入
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
		氏名	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	続柄	控除額 職員記入
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
㉙ 年少扶養控除（平成20年1月2日以降に生まれた方）	※別居の年少扶養親族等がいる場合には、うら面[11]もご記入ください。	氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
	※年少扶養控除を申告しない場合、㉙年少扶養控除の欄には、記入しないでください。	氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外
		氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号			該当に○	同居・非同居・国外

㉖ 雑損控除

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		年 月 日	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等に受けることができる控除です。この控除の適用を受ける場合、お手数ですが詳細はお問い合わせください。

➡このうら面には 4-1 の続きと、記載例があります。

㉗ 医療費控除

㉗ 医療費控除	支払った金額	保険金などで補てんされる金額	※医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、どちらか一方のみ申告できます。 ※セルフメディケーション税制を選択される方は右に○をしてください。	特例なら○	差　引　額
	円	円			職員記入

医療費控除

令和5年中に支払った医療費の金額と、保険金などで補てんされる医療費があればその額を記入してください。

(支払った医療費ー保険金などによる補てん額)ー{10万円又は(総所得金額等×5%)のいずれか少ない金額} が控除額となります。※上限額200万円

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

平成30年度より、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方については、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用が可能です。適用条件は、申告者が「一定の取組」※1を行っていることと、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の「特定一般用医薬品等購入費」※2が1万2千円を超えることです。(必要書類については、別紙手引き① 3 申告に必要なもの をご覧ください。)

(支払った金額ー保険金などによる補てん額)ー1万2千円が控除額となります。
※上限額8万8千円

※1「一定の取組」とは…職場で受けた定期健康診断や人間ドック・がん検診・市区町村のがん検診、インフルエンザや高齢者の肺炎球菌感染症予防接種等を指します。
(この取組に要した費用は、控除対象となりません。)
※2「特定一般用医薬品等購入費」とは…医師によって処方される医薬品から、薬局等で購入できるOTC薬品に転用された医薬品の購入費をいいます。
(該当の医薬品を購入した際には、領収書等に控除の対象であることが記載されているため、ご確認ください。)

なお、**医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)はどちらか一方のみ適用**できます。
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)として申告する場合は必ず、「特例なら○」の欄に○をしてください。

4-2 配当割額・株式等譲渡所得割額・寄附金税額控除

配当割額・株式等譲渡所得割額	配当割額	円	株式等譲渡所得割額	円
寄附金税額控除	都道府県・市町村分(特例控除対象)	住所地の共同募金会・日赤支部分・都道府県・市町村分(特例控除対象外)	千葉県条例分	佐倉市条例分
	円	円	円	円

■配当割額・株式等譲渡所得割額の控除を受ける方

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

■寄附金税額控除を受ける方

「都道府県・市町村分(特例控除対象)」(ふるさと納税等)「住所地の共同募金会・日赤支部分・都道府県・市町村分(特例控除対象外)」は当該団体への寄附金額を記入してください。「千葉県条例分」「佐倉市条例分」は、条例で指定された寄附金を支出した場合に記入してください。

4-3

「5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」の選択欄

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法	給与から差引き自分で納付

勤務先の給与から毎月市民税・県民税を天引きされている方で、給与以外の所得があるときは、納税方法を選択してください。なお、65歳以上の方については、公的年金等の雑所得に係る市民税・県民税については原則年金天引きとなり、その徴収方法を変更することはできません。

4-4

■給与所得のある方

(収入：カ、所得：⑥)

「令和5年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額(給与収入金額)」の額を力に、「給与所得計算後の金額(Ⓐ表計算後の金額)」を⑥に記入してください。所得金額調整控除のある方は、その控除額を含めて計算します。

Ⓐ

給与収入金額　力	給与所得金額　⑥	
551,000円未満	0円	
551,000円以上1,619,000円未満	給与等の収入金額ー550,000円	
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上1,800,000円未満	給与等の収入金額を4で割って千円未満を切り捨てる(算出金額：A)	A×2.4＋100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満		A×2.8ー80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満		A×3.2ー440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	給与等の収入金額×0.9ー1,100,000円	
8,500,000円以上	給与等の収入金額ー1,950,000円	

■公的年金等に係る雑所得のある方(収入：キ、所得：⑦)

厚生年金・国民年金・各種共済年金・企業年金等、公的年金等に係る所得は「雑所得」に該当します。この所得がある方は、年金支払者(日本年金機構等)より送付された「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」をもとに、公的年金等の収入金額の合計を計算し、キに記入してください。また、Ⓑの表にて、公的年金等の雑所得金額を計算し、⑦へ記入してください。
※雑所得(業務・その他)がある方は、それらの所得額との合計額を⑩に記入してください。
※遺族年金や障害年金は非課税所得ですので、その金額は記入しないでください。
遺族年金・障害年金のみのご収入だった場合は、別紙手引き①の 2 令和5年中に収入がなかった方 をご確認ください。

Ⓑ

生年月日	公的年金等の収入金額　キ	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
S34.1.1以前生まれの方(65歳以上の方)	3,300,000円未満	収入金額　ー1,100,000円	収入金額　ー1,000,000円	収入金額　ー　900,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	収入金額×75%ー　275,000円	収入金額×75%ー　175,000円	収入金額×75%ー　75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	収入金額×85%ー　685,000円	収入金額×85%ー　585,000円	収入金額×85%ー　485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	収入金額×95%ー1,455,000円	収入金額×95%ー1,355,000円	収入金額×95%ー1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額　ー1,955,000円	収入金額　ー1,855,000円	収入金額　ー1,755,000円
S34.1.2以後生まれの方(65歳未満の方)	1,300,000円未満	収入金額　ー　600,000円	収入金額　ー　500,000円	収入金額　ー　400,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	収入金額×75%ー　275,000円	収入金額×75%ー　175,000円	収入金額×75%ー　75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	収入金額×85%ー　685,000円	収入金額×85%ー　585,000円	収入金額×85%ー　485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	収入金額×95%ー1,455,000円	収入金額×95%ー1,355,000円	収入金額×95%ー1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額　ー1,955,000円	収入金額　ー1,855,000円	収入金額　ー1,755,000円

ここでは、佐倉太郎さんの令和6年度
市民税・県民税申告書の書き方をご紹介します。

[記載例] [記載例] [記載例] [記載例] [記載例]

[記載例]

[収入・控除状況]
収入は、
Ⓐ給与　524,696円
Ⓑ公的年金等　3,672,244円
Ⓒ個人年金　800,000円
経費　720,000円
控除は、
Ⓓ妻・子の扶養
Ⓔ子の障害者控除(身体障害者手帳2級)
Ⓕ公的年金からの天引き社会保険料　245,000円
Ⓖ子の国民年金保険料　198,450円
Ⓗ生命保険料
(種別・申告額：旧生命保険一般　120,000円
介護医療保険料　38,564円
Ⓘ医療費　305,770円
生命保険会社より一部補てん金　70,030円

[用意するもの]　※Ⓐ～Ⓘは、上記の収入と控除が、下記のどの資料に記載されているかに対応しています。
※提出の際の添付書類につきましては、別紙手引き①、3 申告に必要なもの ❷・❸をご確認ください。

源泉徴収票(給与Ⓐ・公的年金等ⒷⒻ)
個人年金の支払証明書Ⓒ
申告者・妻・子の個人番号(マイナンバー)のわかる通知カードやマイナンバーカードⒹ
子の障害者手帳Ⓔ
国民年金保険料控除証明書(あるいはその領収書)Ⓖ
生命保険料控除証明書Ⓗ
医療費控除の明細書Ⓘ

[申告者情報]　佐倉　太郎(申告者)　昭和26年8月5日生
花子(妻)　昭和27年3月20日生
(公的年金等収入672,475円・申告者と同居)
良子(子)　昭和58年6月13日生
(身体障害者2級・収入なし申告者と同居)
※この「申告者」欄には申告者本人の情報のみを記入します。
※個人番号(マイナンバー)も忘れずにご記入ください。これに関する添付資料は別紙手引き① 3 申告に必要なもの の❶をご確認ください。

⑬社会保険料控除
公的年金等の源泉徴収票に記載のある社会保険料の金額を「給与・年金から引かれた金額」に記入します。またこの例では、国民年金保険料控除証明書(あるいはその領収書)を確認し、「国民年金保険料」の欄に金額を記入します。

⑮生命保険料控除
生命保険料控除証明書を確認し、保険契約の種別ごとに申告額を記入します。この例では、旧生命保険一般に120,000円、介護医療保険料に38,564円を記入します。

⑳障害者控除
子の障害者手帳を確認し、名前と手帳の等級を記入します。
「普通・特別」の区分は、6ページ 4-1 の⑳障害者控除の項目をご確認ください。

㉑配偶者控除
扶養している配偶者の名前・生年月日と、所得金額を記入します。(収入金額は書かないでください)
個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
この例では、同居に○をしますが、同一生計配偶者に☑をする必要はありません。

㉓扶養控除
扶養している親族(この例では子)の名前・生年月日・続柄を記入します。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
この例では、同居に○をします。

㉗医療費控除
明細書をもとに、令和5年中に支払った医療費の合計額を「支払った金額」に、生命保険会社から支払われた補てん金を「保険金などで補てんされる金額」へ記入します。

令和6年度　市・県民税・県民税申告書　おもて

申告者	令和6年1月1日現在の住所	佐倉市 海隣寺町97番地
	フリガナ	サクラ　タロウ
	氏名	佐倉　太郎
	生年月日	明・大・昭・平・令　26年　8月　5日
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1
	現住所	〒
	TEL	自宅　043(484)6115
	携帯	
	※職員記入欄	済・未

No.

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	524,696
雑	公的年金等	キ	3,672,244
	業務	ク	
	その他	ケ	800,000
総合譲渡・一時	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
土地・株式・先物・山林			

2 所得金額等

事業	営業等	①	
	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	0
雑	公的年金等	⑦	2,479,183
	業務	⑧	
	その他	⑨	80,000
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	2,559,183
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	職員記入
土地・株式・先物・山林			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	給与・年金から引かれた金額 245,000円	国民健康保険料(税) 円	後期高齢者医療保険料 円	⑮ 生命保険料控除	新生命保険料 円 / 旧個人年金保険料 円 / 介護医療保険料 38,564円 / 旧生命保険料 120,000円
	介護保険料 円	国民年金保険料 198,450円	その他(任意継続等) 円		旧個人年金保険料 円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	支払掛金 円	※社会保険料は各項目で重複のないようご記入ください。※申告者以外の方の年金・給与から天引されている社会保険料は、控除できません。		⑯ 地震保険料控除	地震保険料控除の計 円 / 旧長期損害保険の計 円
⑰ 寡婦控除	該当の番号を記載	1 死別・3 生死不明 / 2 離別・4 未帰還		⑱ ひとり親控除 □	⑲ 勤労学生控除 (学校名)
⑳ 障害者控除	氏名 佐倉　良子	手帳などの等級 身体・精神・療育	障害の程度 2級	普通・特別	控除額 / 職員記入
	氏名	手帳などの等級 身体・精神・療育	障害の程度 級	普通・特別	控除額 / 職員記入
㉑㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 佐倉　花子	生年月日 明・大・昭・平 27年3月20日	配偶者の合計所得金額 0円	該当に○ 同居 / 非同居 国外	控除額 / 職員記入
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2		□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)		
㉓ 扶養控除	※別居の扶養親族等がいる場合には、うら面(11)も記入ください。	氏名 佐倉　良子	生年月日 明・大・昭・平 58年6月13日	続柄 子	控除額 / 職員記入
		個人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2 3		該当に○ 同居 非同居・国外	
(平成20年1月1日以前に生まれた方)	※扶養控除を申告しない場合、Ⓞ扶養控除の欄には、記入しないでください。	氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	続柄	控除額 / 職員記入
		個人番号		該当に○ 同居・非同居・国外	
		氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	続柄	控除額 / 職員記入
		個人番号		該当に○ 同居・非同居・国外	
㉔ 年少扶養控除	※別居の年少扶養親族等がいる場合には、うら面(11)も記入ください。	氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号		該当に○ 同居・非同居・国外	
(平成20年1月2日以降に生まれた方)	※年少扶養控除を申告しない場合、Ⓟ年少扶養控除の欄には、記入しないでください。	氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号		該当に○ 同居・非同居・国外	
		氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日	続柄	
		個人番号		該当に○ 同居・非同居・国外	
㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日 年 月 日	損害を受けた資産の種類		
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円		
㉗ 医療費控除	支払った金額 305,770円	保険金などで補てんされる金額 70,030円	※医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、どちらか一方のみ申告できます。※セルフメディケーション税制を選択される方は右に○をしてください。	特例なら○	差引額 / 職員記入

2所得金額等

≪給与≫
「令和5年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額を7ページ 4-4 のⒶの表に当てはめます。
この例では、給与所得は0円と計算されます。
金額は⑥「給与」の欄に記入します。

≪雑≫
公的年金等とその他に係る所得を足して記入します。
[公的年金等]
「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を7ページ 4-4 のⒷの表に当てはめます。
この例では、
3,672,244×0.75ー275,000=2,479,183となり、
公的年金等に係る雑所得⑦は2,479,183円となります。

[その他]
個人年金の令和5年分支払証明書の支払金額から、その他雑所得を計算します。(経費も支払証明書に記載があります。)
この例では、
800,000ー720,000=80,000となり、その他の雑所得⑨は80,000円となります。(申告書うら面にも記入してください。)

結果、[公的年金等に係る雑所得の2,479,183円] ＋ [その他雑所得の80,000円] =2,559,183円が、⑩の「雑所得(合計)」の項目に入ります。

所得の内訳(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの状況)　うら

6 給与所得の内訳
日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。合計額をおもて面に記入してください。

月	勤務日数	月収
1	日	円
2		
3		
4		
5		
6		
9		
10		
11		
12		
賞与等		円
合計		円

7 事業(営業等)・不動産所得に関する事項
※農業所得については、別紙収支内訳書・収支内訳明細書(農業所得用)に記入してください。
事業(営業等)の所得については、収入金額をおもて面2に、所得金額をおもて面3に記入してください。
不動産所得については、収入金額をおもて面9に、所得金額をおもて面3に記入してください。

所得の種類	所得の生する場所	⑥ 収入金額	⑦ 必要経費	⑧ 専従者給与(控除)額 青色申告特別控除額	所得金額 ⑥−⑦−⑧
		円	円	円	円

8 配当所得に関する事項
収入金額をおもて面2に、所得金額をおもて面3に記入してください。
※配当割額がある場合は、おもて面「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に記入してください。

配当所得の種類	所得の生する場所	支払確定年月日	⑥ 収入金額	⑦ 必要経費	所得金額 ⑥−⑦
		年 月 日	円	円	円
		年 月 日		国外株式等に係る外国所得税額	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
【業務】※原稿料、講演料又は個人教師や配達などによる収入の所得
収入金額をおもて面2に、所得金額をおもて面3に記入してください。

種目	所得の生する場所	⑥ 収入金額	⑦ 必要経費	所得金額 ⑥−⑦
		円	円	円

【その他】※生命保険の年金(個人年金)などの公的年金等及び業務区分以外の所得
収入金額をおもて面2に、所得金額をおもて面3に記入してください。

種目	所得の生する場所	⑥ 収入金額	⑦ 必要経費	所得金額 ⑥−⑦
雑	個人年金Ⓒ×社	800,000円	720,000円	80,000円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
特別控除額は、総合譲渡所得・一時所得ともに50万円(Ⓞの金額が50万円以下のときはⓄの金額)。
総合譲渡所得の特別控除額は、短期分のⓄ、長期分のⓅの順に引き、あわせて50万円までです。

所得の種類	⑥ 収入金額	⑦ 必要経費	⑧ 差引金額 ⑥−⑦	⑨ 特別控除額	所得金額 ⑧−⑨

[記載例] [記載例] [記載例] [記載例] [記載例] [記載例]